

声なき声を聞き取るための調査救済制度の周知等

現状

深刻な人権侵害事案の発生

- 学校におけるいじめ・それに起因する自殺事案
- 児童に対する暴行・虐待等の
人権侵害事案



- 社会福祉施設における
人権侵害事案
- 高齢者虐待事案
など..



問題点

- ◆これらの事案は、性質上、周囲の目に
付きにくいところで起こる
- ◆被害者は身近な人に相談することを躊躇
 - ◆周囲の者もうすうす気付いても
どうしてよいか分からない
- ◆重大な結果になって表面化する
という事案が少なくない

人権侵害
の潜在化

⇒「声なき声」を十分に聞き取れていない

身近な相談機関である人権擁護機関 の存在と役割を周知



具体策として..

●人権擁護委員の地域との活動の強化

- 全国約1万4千人の人権擁護委員を最大限に活用
- 関係機関や地元地域との連携協力



●電車内液晶画面広告

- 電車内のドアの上に設置された液
晶ディスプレイに周知映像を放映
- 東京メトロ、JR東日本(山手線な
ど)、東急電鉄など



●バナー広告

- これまでのバナー広告の実績を踏まえ、
より効果的なサイトに周知広報を掲載

●雑誌広告

- 子ども、女性、高齢者ごとに、よく読まれている雑誌を選定し、
電話番号などを周知広報を掲載

●周知ポスター・チラシ・啓発資料の作成

- 各種の人権擁護活動に活用

それにより

「声なき声」を聞き取ることがで
き、多くの人権侵害の被害者を
救済することができる

安心・安全社会の実現の
ための基盤強化

対策

効果